

奈良県告示第五百号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成三十年三月二十日

奈良県知事 荒井正吾

一 施行者の名称

橿原市

二 都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画下水道事業橿原市流域関連公共下水道

三 事業施行期間

変更後の事業施行期間 昭和四十三年九月十九日から平成三十七年三月三十一日まで

四 事業地

変更後の事業地

(一) 収用の部分

平成十二年九月奈良県告示第二百七十号のとおり

(二) 使用の部分

昭和四十七年三月奈良県告示第六百二十二号、昭和五十一年四月奈良県告示第四十八号、昭和五十三年十二月奈良県告示第五百四十二号、昭和六十一年三月奈良県告示第二十九号、昭和六十二年一月奈良県告示第五百九十六号、昭和六十三年十一月奈良県告示第五百三三号、平成四年三月奈良県告示第十四号、平成七年十月奈良県告示第三百十八号、平成十二年九月奈良県告示第二百七十号、平成十九年二月奈良県告示第四百九十八号、平成二十三年三月奈良県告示第四百十八号及び平成二十七年三月奈良県告示第五百五十四号の事業地のうち橿原市東竹田町、大谷町、慈明寺町、寺田町、曲川町、北越智町、一町及び観音寺町を追加し、橿原市十市町、葛本町、常盤町、中町、新賀町、木原町、新口町、出合町、醍醐町、縄手町、四条町、四分町、城殿町、田中町、石川町、和田町、大軽町、五条野町、畝傍町、久米町、鳥屋町、西池尻町、吉田町、曾我町、土橋町、中曾司町、小槻町、豊田町、東坊城町、雲梯町、新堂町、古川町、曲川町一丁目、曲川町五丁目、曲川町六丁目、曲川町七丁目及び川西町地内において事業地を変更する。